

SAJ 令和 3 教第 461 号

令和 3 年 1 月 19 日

加盟団体 各位

公益財団法人全日本スキー連盟
教育本部長 白石 博基
(公印省略)

緊急事態宣言発令に伴い 2021 年度本連盟教育本部直轄事業各種検定会、研修会を
欠席する場合の取り扱いについて

日頃より、本連盟の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、コロナ関連で参加困難なため、下記の事業にお申込み後、欠席する場合の取り扱いについて下記のとおりお知らせいたします。貴連盟の関係者に周知をお願いします。

【対象事業】

スキー指導員検定会、スノーボード指導員検定会、A級検定員検定会、
パトロール検定会、パトロール研修会、
クロスカントリー指導員・準指導員検定会、クロスカントリー検定員検定会、
クロスカントリー指導者研修会及びクロスカントリー検定員クリニック

【参加料返金と研修・クリニック修了について】

申込み後欠席した場合の参加料は、5 月末日を目途に、所属加盟団体経由で、振込み手数料を差し引き返金させていただきます。

研修やクリニック修了扱いを希望される方については、4 月 17 日～4 月 24 日の期間内に、所属の都道府県スキー連盟にご連絡いただいた場合のみ下記を適用します。

- ①スキー指導員検定会欠席者で、スキー指導者研修修了扱いを希望する場合は、検定料から研修会費（5000 円）と振込み手数料を差し引き返金し、研修修了とします。
- ②スノーボード指導員検定会欠席者で、スノーボード指導者研修修了扱いを希望する場合は、検定料から研修会費（5000 円）と振込手数料を差し引き返金し、研修修了とします。
- ③A級検定員検定会欠席者で、クリニック修了扱いを希望する場合は、検定料からクリニック費（3000 円）と振り込み手数料を差し引き返金し、クリニック修了とします。
- ④パトロール研修会欠席者で、パトロール研修修了扱いを希望する場合は、参加料を返金せず研修修了とします。
- ⑤クロスカントリー指導者研修会及び検定員クリニック欠席者で、クロスカントリー指導者研修会及び検定員クリニック修了扱いを希望する場合は、参加料を返金せず研修修了とします。

4月16日を目途に、各加盟団体に対象者一覧表をエクセルファイルでお送りいたしますので、お手数ですがお取りまとめの上、SAJ事務局教育本部（saj-e@ski-japan.or.jp）まで、4月27日迄にE-mailで返送いただきますようお願い申し上げます。

以上